

あわび、なまこ漁業の新設について（報告）

令和 2 年 9 月
鳥取県水産課

- ・漁業法改正により、密漁対策としてあわび、なまこが特定水産動植物に指定され、令和 2 年 1 2 月 1 日以降、知事許可漁業及び漁業権によるもの以外が採捕すると、懲役 3 年以下、罰金 3,000 万円以下の罰則となる。
- ・これまで自由漁業の素潜りによりなまこ、あわびを採捕してきたが、より厳格に規制を行う必要があることから、あわび漁業、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定する。

1 あわび、なまこ漁業とは

本県において、素潜りにより、あわび、なまこを漁獲することをそれぞれ、あわび漁業、なまこ漁業という。

2 あわび、なまこ漁業実態調査

あわび、なまこは、沿岸域の第 1 種共同漁業権が設定されている地域において、漁業権対象種として漁業権に基づき漁獲されている。御来屋地区では、鳥取県漁業協同組合員外者が受忍を受け素潜りによりあわび、なまこを漁獲している。また、共同漁業権が設定されていない鳥取港内、境港地区では、自由漁業の素潜りによりあわび、なまこを漁獲している。

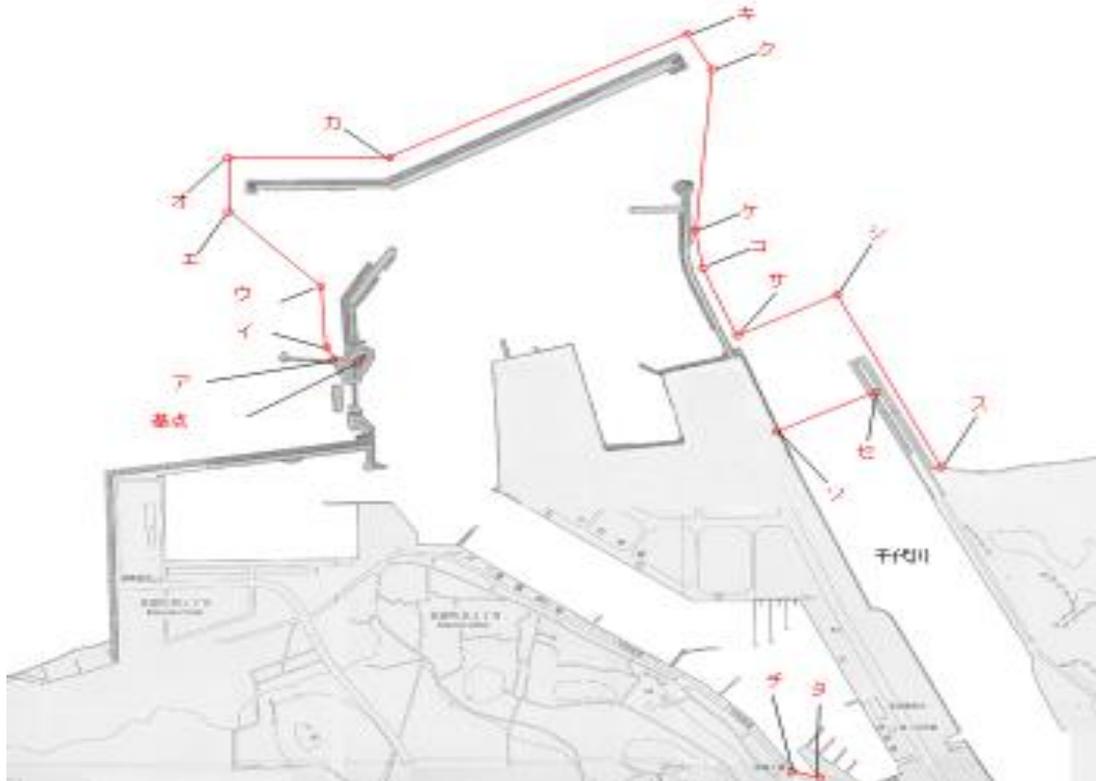
地区名	漁業実態
鳥取港内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名が鳥取港周辺で漁獲している。 ・ あわびは周年漁獲している。 ・ なまこは主に 1 月から 3 月頃に漁獲している。 ・ 漁獲している 3 名があわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設ける資源保護活動を行っている。
境港地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 10 名が漁獲している。 ・ あわびは周年漁獲している。 ・ なまこは 12 月 1 日から 3 月 31 日までと漁期を関係者で決めている。 ・ あわびなどの種苗放流、藻場増殖の資源保護活動を行っている。
御来屋地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 40 名が漁業権漁場であわび、なまこを漁獲している。そのうち、漁業権を持つ鳥取県漁業協同組合の員外者が約 30 名漁獲している。 ・ 漁業権行使規則、休漁日、操業時間の遵守を徹底している。 <p>【鳥取県漁協御来屋支所の意向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権漁場の管理上、将来的には漁協組合員外者を組合員となるように働きかけ、漁業権に基づく漁業としたい。

3 許可対象者

あわび、なまこは地区毎に資源が限定されているため、各地区の漁業者間であわび、なまこの資源管理を厳しく行う規程を定め、規程の参加者を許可対象とする。

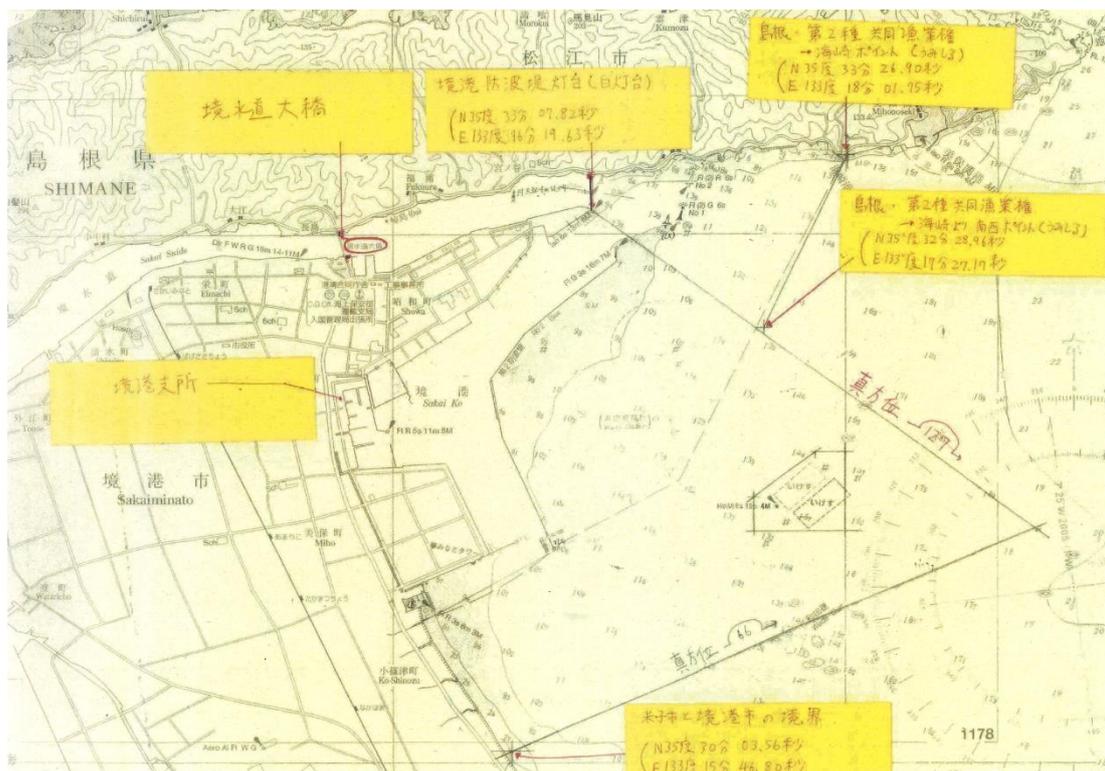
4 操業区域 (案)

(1) 鳥取港内 (基点については、5 許可内容 (案) を参照)



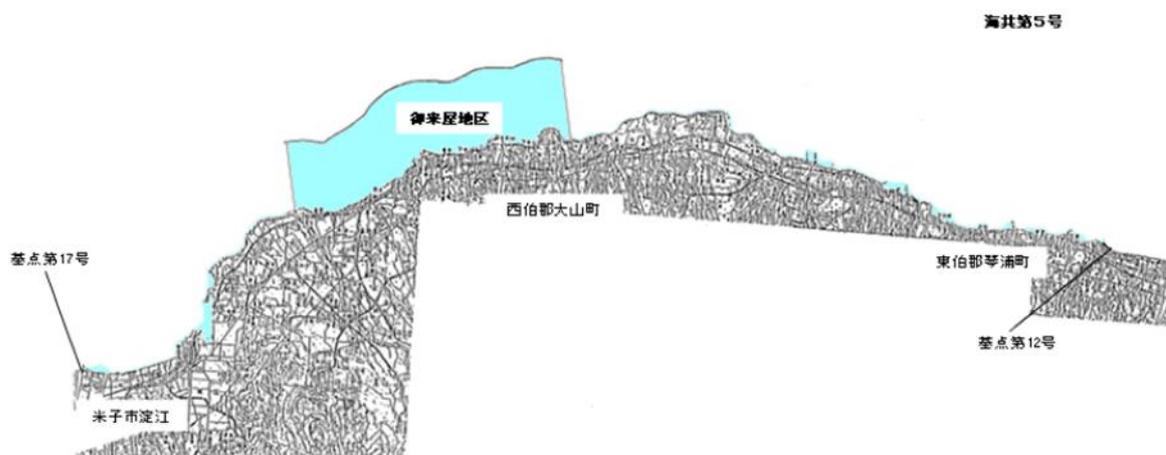
(2) 境港地区 (なまこ漁業については、下線部を含む)

境港防波堤灯台から真方位 127 度の線、境港市と米子市の境界から真方位 66 度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域及び境港防波堤灯台から真方位 0 度の線、境水道大橋及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 (島根県の共同漁業権区域を除く。)



(3) 御来屋地区

西伯郡大山町長野と豊成境界から 353 度 40 分（真方位）の線、阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域。



5 許可内容（案）

(1) あわび漁業

漁業種類	項目	内容
あわび	制限措置 船舶の総トン数	定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【鳥取港】 点アから点スまでを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域のうち点セと点ソを直線で結ぶ線及び点タと点チを直線で結ぶ線より下流の区域。</p> <p>点ア 北緯 35 度 32 分 34.70 秒、東経 134 度 11 分 00.00 秒 点イ 北緯 35 度 32 分 35.75 秒、東経 134 度 10 分 59.35 秒 点ウ 北緯 35 度 32 分 40.48 秒、東経 134 度 10 分 58.99 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 48.00 秒、東経 134 度 10 分 51.00 秒 点オ 北緯 35 度 32 分 51.00 秒、東経 134 度 10 分 51.00 秒 点カ 北緯 35 度 32 分 51.00 秒、東経 134 度 11 分 05.00 秒 点キ 北緯 35 度 33 分 02.01 秒、東経 134 度 11 分 30.06 秒) 点ク 北緯 35 度 32 分 59.49 秒、東経 134 度 11 分 31.73 秒 点ケ 北緯 35 度 32 分 45.21 秒、東経 134 度 11 分 30.78 秒 点コ 北緯 35 度 32 分 42.84 秒、東経 134 度 11 分 31.19 秒 点サ 北緯 35 度 32 分 36.48 秒、東経 134 度 11 分 34.37 秒 点シ 北緯 35 度 32 分 39.41 秒、東経 134 度 11 分 42.91 秒 点ス 北緯 35 度 32 分 25.25 秒、東経 134 度 11 分 52.17 秒 点セ 北緯 35 度 32 分 31.57 秒、東経 134 度 11 分 46.89 秒 点ソ 北緯 35 度 32 分 27.93 秒、東経 134 度 11 分 37.90 秒 点タ 北緯 35 度 31 分 58.69 秒、東経 134 度 11 分 41.06 秒 点チ 北緯 35 度 31 分 59.20 秒、東経 134 度 11 分 39.41 秒</p>

	<p>【西伯郡大山町御来屋地先】 西伯郡大山町長野と豊成境界から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港防波堤灯台から真方位 127 度の線、境港市と米子市の境界から真方位 66 度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p>
漁業時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【西伯郡大山町御来屋地先】 御来屋地先海面における採海藻類に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【西伯郡大山町御来屋地先】 御来屋地先海面における採海藻類に関する協定書の写し</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し</p>
その他	<p>〔定義〕海面において素潜りにより、あわびを採捕する漁業をいう。 〔許可の有効期間〕1 年間</p>

(2) なまこ漁業

漁業種類	項目	内容
なまこ漁業	船舶の総トン数	定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【鳥取港】 点アから点スまでを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域のうち点セと点ソを直線で結ぶ線及び点タと点チを直線で結ぶ線より下流の区域。</p> <p>点ア 北緯 35 度 32 分 34.70 秒、東経 134 度 11 分 00.00 秒 点イ 北緯 35 度 32 分 35.75 秒、東経 134 度 10 分 59.35 秒 点ウ 北緯 35 度 32 分 40.48 秒、東経 134 度 10 分 58.99 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 48.00 秒、東経 134 度 10 分 51.00 秒 点オ 北緯 35 度 32 分 51.00 秒、東経 134 度 10 分 51.00 秒 点カ 北緯 35 度 32 分 51.00 秒、東経 134 度 11 分 05.00 秒 点キ 北緯 35 度 33 分 02.01 秒、東経 134 度 11 分 30.06 秒)</p>

	<p>点ク 北緯 35 度 32 分 59.49 秒、東経 134 度 11 分 31.73 秒 点ケ 北緯 35 度 32 分 45.21 秒、東経 134 度 11 分 30.78 秒 点コ 北緯 35 度 32 分 42.84 秒、東経 134 度 11 分 31.19 秒 点サ 北緯 35 度 32 分 36.48 秒、東経 134 度 11 分 34.37 秒 点シ 北緯 35 度 32 分 39.41 秒、東経 134 度 11 分 42.91 秒 点ス 北緯 35 度 32 分 25.25 秒、東経 134 度 11 分 52.17 秒 点セ 北緯 35 度 32 分 31.57 秒、東経 134 度 11 分 46.89 秒 点ソ 北緯 35 度 32 分 27.93 秒、東経 134 度 11 分 37.90 秒 点タ 北緯 35 度 31 分 58.69 秒、東経 134 度 11 分 41.06 秒 点チ 北緯 35 度 31 分 59.20 秒、東経 134 度 11 分 39.41 秒</p> <p>【西伯郡大山町御来屋地先】 西伯郡大山町長野と豊成境界から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港防波堤灯台から真方位 127 度の線、境港市と米子市の境界から真方位 66 度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域及び境港防波堤灯台から真方位 0 度の線、境水道大橋及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（島根県の共同漁業権区域を除く。）</p>
漁業時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【西伯郡大山町御来屋地先】 御来屋地先海面における採海藻類に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【西伯郡大山町御来屋地先】 御来屋地先海面における採海藻類に関する協定書の写し</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し</p>
その他	<p>〔定義〕海面において素潜りにより、なまこを採捕する漁業をいう。 〔許可の有効期間〕1 年間</p>